

会 議 録

会議名 (審議会等名)		令和3年度第2回相模原市入札監視委員会（書面会議）		
事務局 (担当課)		契約課 電話042-769-8217（直通）		
開催日時		令和3年10月8日（金）～10月20日（水）		
開催場所		（書面会議）		
出席者	委員	5人（別紙のとおり）		
	その他	0人		
	事務局	4人（契約課長 他3人）		
公開の可否		<input type="checkbox"/> 可 <input checked="" type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由		<p>書面会議のため （審議を書面で行った理由） 新型コロナウイルス感染症拡大防止が求められている中、委員等が一堂に会する方法により会議をすることは困難なため、書面により監視委員会委員の意見・賛否を求め、会議の開催に代えることとした。</p>		
会議次第		<p>1 議題 (1) 入札契約手続きの運用状況等について ア 令和3年度第1四半期分 (2) 抽出事案の審議について【非公表】 ア 県道521号災害防除工事 イ 市立大野南中学校A2昇降口棟改築工事 ウ 市立相陽中学校B棟長寿命化改修機械設備工事 エ 駅自由通路等（相模大野駅南口）エスカレーター改修工事 オ 中学校給食調理業務委託（緑区） カ 中学校給食調理業務委託（南区1） (3) 「入札監視委員会における案件抽出の基準について」の改正について 2 その他</p>		

審 議 経 過

主な内容は次のとおり。(○は委員の発言、●は事務局の発言)

1 議題

(1) 入札契約手続きの運用状況等について

事務局から説明資料を送付し、書面により次のとおり審議を行った。

〈質疑応答〉

○エレベーター改修工事について、価格の適正性の確保のためにどのような工夫をしているか。(細田委員長)

⇒●本市発注の建築工事における設計については、公共工事を対象として、公共事業従事者の賃金実態を調査する「公共事業労務費調査」の結果に基づき、国が公共工事の積算に用いる単価として決定された「公共工事設計労務単価」や、(一財)建設物価調査会及び(一財)経済調査会が発行している「物価資料」から設定した資材単価等を四半期ごとに更新し設計していることや、本件においては、最新の見積もりを聴取し、設計に反映するなど、時勢にあった適正価格での積算を行っている。

また、本件は、既存のエレベーターを完全撤去し、新規のエレベーターを設置する工事としていることから、通常のエレベーターの維持補修工事において見受けられる、特定の事業者のみが参加可能な入札ではなく、通常一般競争入札で公告していることも価格の適正性につながっていると考えている。

○地域包括支援センター運営事業業務委託については、公認会計士として、各団体の財務分析、採点に携わっている。本件は、その他の評価項目についても点数化し、点数の高い団体に市の提示した金額で委託するというものである。本件プロポーザル方式は、入札とはかなり異なる内容であり、このようなプロポーザル方式についても、今後審議を行うとなると入札監視委員としては、落札率などでは判断できず、資料記載の内容のみの検討しかできないのではないか。(舟戸委員)

⇒●プロポーザル方式に係る審議の視点としては、①業務内容等から競争入札によることが適切と考えられるにもかかわらず、安易に随意契約であるプロポーザル方式を採用していないか、②参加者数や辞退者数から過剰な条件設定、偏った業者選定の疑いが見て取れないか、③業務内容や評価項目から特定の者に有利な手続きの疑いが見て取れないか、といったものを想定している。プロポーザル方式で契約候補者を選定する際の評価委員会には、契約候補者選定後のチェック機能は無く、また、原則構成委員の過半数を外部委員としているが例外も存在することから、事後的な監視委員会

による審議は一定の意義のあるものと考えている。なお、上述した以外の審議視点の可能性も含め、審議に当たって必要な情報として、資料に追加すべき項目などあれば、御意見いただきたい。

また、現状、プロポーザル方式による契約金額 3,000 万円以上の契約という機械的な線引きを行っており、ここから個別の事案の特徴により審議対象外とする取扱いは、どのような事案を対象外とすべきかに関し御意見をいただきつつ、検討したい。

○今回の資料では、プロポーザル方式に係る審議の視点として想定する 3 点について審議するには、抽出事案としなければならない。抽出なく一覧表に含めているだけでは、審議したとは言えないのではないか。3 視点が事案抽出の時点で読み取れるよう資料作りをお願いしたい。

また、審議対象・対象外の線引きについて、監査論の考え方だが、公認会計士もすべての事項を確認・審査するのは困難なため、重要性の基準として金額で線引きを行う。個別の事案を審議対象外とすることは、市の恣意性が介入してしまう懸念もあるだろうということも考慮すると、金額の大きい契約を入札監視委員会の審議対象とすることは適切と考える。(舟戸委員)

⇒●プロポーザル方式に係る審議の 3 視点については、今回資料作成の段階で概ねカバーできるような項目建てをしていたつもりだが、プロポーザルの評価委員会の審査資料に比較すると簡素なものであり、御指摘のとおり不十分な部分はあつたらう。評価委員会と同等の審議を入札監視委員会の場で行うのは現実的ではないが、次回資料の作成に当たっては、プロポーザル方式採用の意図や提案業者の評価結果を記載するなど、可能な範囲で審議の質向上のための資料充実に努めたい。併せて、委託審議のあり方自体についても引き続き検討を行いたく、御意見・御指摘いただきたい。

(2) 抽出事案の審議について

法人に関する情報又は個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるため、内容非公開。

(3) 「入札監視委員会における案件抽出の基準について」の改正について

事務局から改正案及び説明資料を送付し、書面により次のとおり審議を行った。

〈意見・質問等〉

なし

〈結果〉

全会一致で、原案のとおり改正が承認された。

2 その他

相模原市入札監視委員会委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	大塚 誠	桜美林大学 ビジネスマネジメント学群 教授		出席
2	梶田 佳孝	東海大学 工学部 土木工学科 教授		出席
3	川合 きり恵	弁護士		出席
4	舟戸 麻衣	公認会計士・税理士		出席
5	細田 孝一	神奈川大学 法学部長 教授	委員長	出席